

労働者派遣法に基づくマージン率の公開

《労働派遣法に基づくマージン率》

平成24年10月1日の労働者派遣法改正により、派遣元事業主は毎事業年度終了後、マージン率を公開することが義務付けられました。（法第23条第5項）このマージン率は、以下の計算式で算出されます。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

《労働者派遣事業に関する情報公開について》

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第23条第5項の規定により事業報告の内容に基づき、下記のとおり情報提供します。

【対象期間】 令和4年1月1日～令和4年12月31日

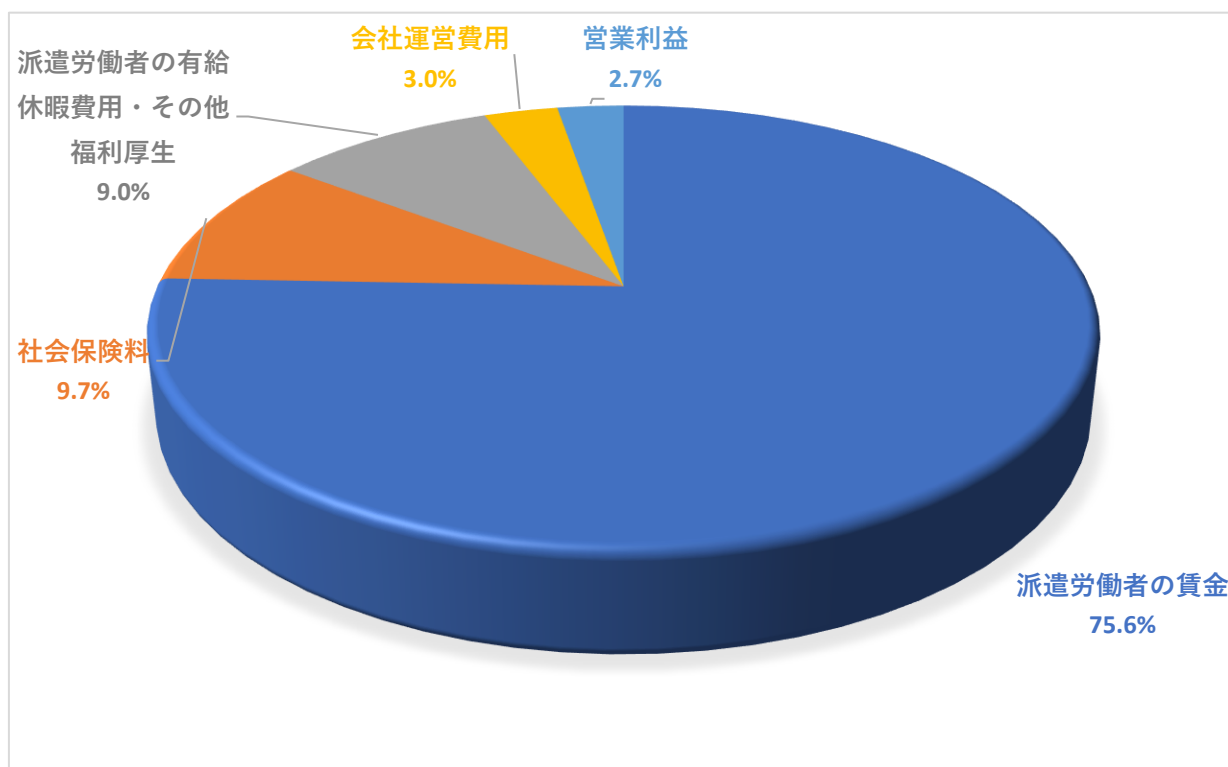
事業所名称	Icse株式会社
事業所の所在地	福岡県北九州市小倉北区浅野1-2-39 クルーズ浅野ビル7F
許可番号	(派) 40-301158

《労働者派遣の実績およびマージン率等》

①派遣労働者数（令和4年12月末日現在）	220 名
②派遣先の実数	64 件
③派遣労働者に関する料金の平均額／1日（8時間当たり）	14,070 円/日
④派遣労働者の賃金の平均額／ 1日（8時間当たり）	10,643 円/日
⑤マージン率	24.4 %

派遣料金の中で一番多く占めるのが『派遣労働者の給与』です。マージン率には下記事項が含まれております。

社会保険料	健康保険料、厚生年金保険料、介護保険料、雇用保険料、労災保険料などの事業主負担分
有給休暇費用	年次有給休暇取得時にかかる賃金
会社運営費用	・健康診断費用：一般健診及び生活習慣病予防健診の受診費用
	・ストレスチェック
	・募集費用：派遣労働者の募集にかかる求人媒体費（求人誌及びインターネット等）
	・就業管理費用：派遣労働者の就業に関する費用（教育訓練等）
	・事業運営にあたる労働者の人件費
	・オフィス賃料、営業車両管理費、通信費等
教育訓練に関する事項	入社前研修 安全衛生教育 個人情報保護教育
	eラーニング 資格取得奨励制度 各種Off-JT
営業利益	労働者派遣の料金から労働者の賃金、社会保険料、有給休暇費用、会社運営経費を差し引いた利益



《派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別》

労使協定を締結している	協定書の有効期限終期 令和6年3月31日
協定対象派遣労働者の範囲	原則として弊社と派遣労働契約を締結する全ての派遣労働者